

茨城県中央環境衛生組合証人等に対する実費弁償に関する条例

令和6年4月1日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定に基づき、茨城県中央環境衛生組合議会及び公聴会等に出頭し、又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額)

第2条 前条に規定する証人等が出頭した場合は、1回につき2,000円を支給する。

(実費弁償に関する事項)

第3条 この条例に定めるもののほか、参考人等に対する実費弁償に関する事項については、茨城県証人等に対する実費弁償に関する条例(平成11年茨城県条例第1号)に規定する参考人等に対する実費弁償に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。